第 158 回 藤沢市都市計画審議会

議第2号 用途地域の指定のない区域における

建築形態制限の区域及び数値の指定について

用途地域の指定のない区域における建築形態制限の区域及び数値の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)の規定に基づき藤沢都市計画区域の うち用途地域の指定のない区域における建築形態制限の指定内容を次のとおり定める。

1. 建築形態制限の指定内容

区域	法第52条第1項	法第53条第1項	法第56第1項第	法第56第1項第
	第7号に掲げる	第6号に掲げる	1号・法別表第	2号二に掲げる
	数値	数値	3 (に) 欄の5	数値
			の項に掲げる数	
			値	
	(容積率)	(建ぺい率)	(道路斜線)	(隣地斜線)
A地区	10分の8	10分の5	1. 25	1. 25

2. 建築形態制限を定める土地の区域

藤沢市高倉字諏訪上及び小栗、湘南台六丁目、湘南台七丁目、西俣野字北窪並びに立石三丁目 地内

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

<理 由>

第6回及び第7回線引き見直しにより市街化調整区域へ逆編入され、用途地域の指定がなくなる区域について、法第52条第1項第7号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3(に)項の5の項の規定に基づく、容積率、建ペい率及び建築物の各部分の高さの数値を、隣接既指定の数値に合わせて指定するものです。